

自主点検項目	自主点検のポイント					点検結果 check <input type="checkbox"/> 内を選択・ 入力してください No.		根拠法令	
ユニット型施設の職員の配置状況について (令和 6年 5月 現在)									
施設種別	特別養護老人ホーム (空床短期を含む)		併設短期入所生活介護 (有)		特養と併設短期の 合計数			数字は 半角文字で 入力してください。	
入所定員	90 人		10 人		100 人				
(直近在籍者数)	(85 人)		(10 人)		(95 人)				
前年度入所者数 ^{注1)}	86.2 人		9.7 人		^{注1)} 95.9 人				
配置すべき職種	配置基準	配置数	配置基準	配置数	配置基準	配置数			
管理者(施設長)	1.00 人	1.00 人	1.00 人	1.00 人	2.00 人	2.00 人			
医師	1.00 人	1.00 人	人	人	1.00 人	1.00 人			
生活相談員	1.00 人	2.00 人	^(注3) 人	人	1.00 人	2.00 人			
(うち常勤)	(人)	(2.00 人)	(人)	(人)	(0.00 人)	(2.00 人)			
①(㊸看護職員+㊹介護職員)	30.0 人	44.7 人	4.0 人	4.5 人	34.00 人	49.20 人			
㊸看護職員	3.00 人	5.70 人	^(注3) 人	人	3.00 人	5.70 人			
(㊸のうち常勤)	(1.00 人)	(5.00 人)	(人)	(人)	(1.00 人)	(5.00 人)			
(該当する加算を選択)	看護体制加算 I・II		看護体制加算						
(㊸のうち正看)	(1.00 人)	(5.70 人)	(人)	(人)	(1.00 人)	(5.70 人)			
㊹介護職員	27.00 人	39.00 人	4.00 人	4.50 人	31.00 人	43.50 人			
(㊹のうち常勤)	(10.00 人)	(35.00 人)	(人)	(人)	(10.00 人)	(35.00 人)			
管理栄養士	1以上	1.00 人	1以上	0.00 人	1以上	1.00 人			
栄養士		人		人		0.00 人			
機能訓練指導員	0.00 人	1.00 人	0.00 人	0.00 人	0.00 人	1.00 人			
職種(看護職員)	人	1.00 人	人	人	0.00 人	1.00 人			
職種()	人	人	人	人	0.00 人	0.00 人			
(該当する加算に○)	個別機能訓練加算()		機能訓練指導員配置加算()						
介護支援専門員	1.00 人	1.00 人			1.00 人	1.00 人			
(うち常勤)	(1 以上)	1.00 人					(1 以上)	1.00 人	
事務職員							3.00 人		
調理職員(雇用者)							人		
調理職員(委託)							8.00 人		
清掃職員							3.00 人		
宿直者	②雇用形態	事務職員等	宿直専門職員	③宿直者数	1 人/日				
その他	職名: サポートワーカー 業務: リネン交換、居室内の整頓等								
(職名と業務内容)	職名: 業務:								

※この表を作成する根拠となる「常勤換算表」は、別途作成してください。

※各基準の算定方法については、P15以降「第2 人員に関する基準」に基づき作成してください。

注1: 人員配置の算定に用いる「前年度入所者数」は、実地指導対象年度の前年度(4月1日~翌年3月31日)の全利用者等の延数(=算定数)を前年度の日数で除した数とし、小数点2位以下を切り上げます。(老企40(5)①)

(補足) 新設及び増床分で前年度実績が1年未満の場合は、直近6月の利用者等の延数を6月の日数で除して得た数とし、小数点2位以下を切り上げます。(老企40(5)②)

注2: 特別養護老人ホームに併設される短期入所生活介護については、特養に必要とされる数の従業者に加えて併設短期の従業者を確保する必要があります。この場合、特養と併設短期の利用者数を合算して、職員の配置数及び夜勤数を算出します。(平11厚令37第121条第4項)

注3: 併設短期の生活相談員のうち1人以上は常勤でなければなりません。また、介護職員又は看護職員のうち1人以上は、常勤でなければなりません。ただし、併設短期の「定員」が20人未満の場合は、生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができます。

注4: 看護職員、介護職員の配置数については、常勤換算方法(8ページ~13ページを参照)で記入してください。

※外国人技能実習生の「受入要件」「配置基準への算入要件」等については、厚労省HPを確認してください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147660.html>